

# 文化審議会著作権分科会 政策小委員会 【発表資料】

---

2024年1月23日

公益社団法人

日本芸能実演家団体協議会

常務理事 椎名 和夫

# バリューギャップ問題について

ユーザーアップロード型D P Fにおいて、現行制度下では大きく二つの問題が生じている。

## ①利用主体としての責任が不明確である

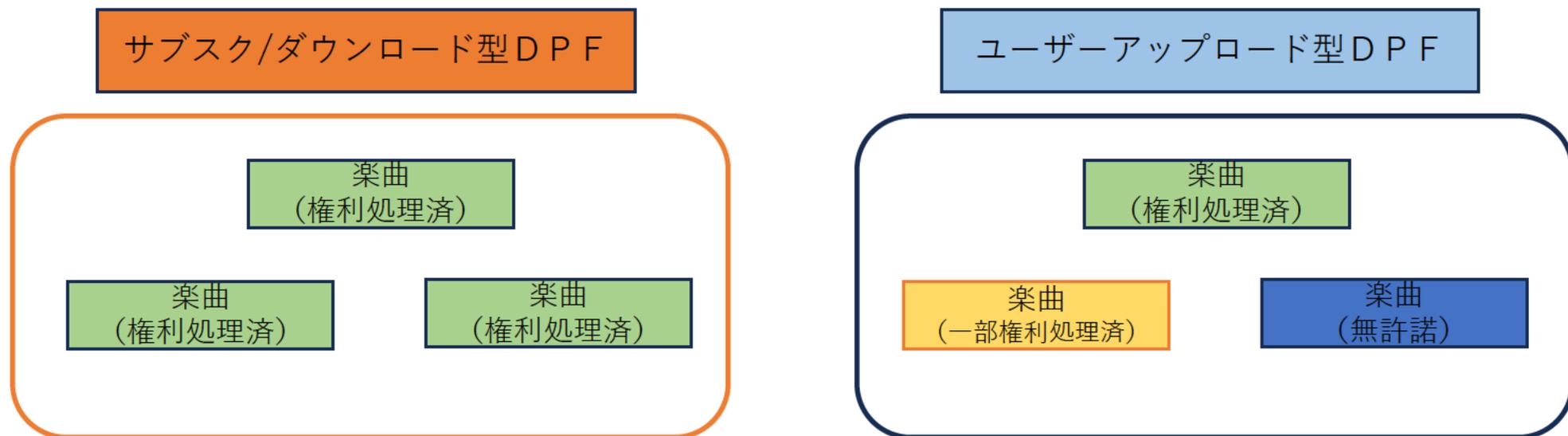
音楽コンテンツが利用され、そこからD P Fが収益を得ているにも関わらず、当該D P Fが利用主体として権利処理を行う責任が明確ではないことから、実演家への対価還元がなされない場合があること

## ②交渉力が著しく不均衡である

個々の権利者がユーザーアップロード型D P Fと契約条件の交渉を行うことが非現実的であること（例：コンテンツ I D利用時の報酬額）

# 問題解決に向けて①～利用主体としての責任～

- ・ D S M著作権指令を参考に、ユーザーアップロード型 D P F を原則として著作物等の利用主体とみなすことで、権利処理を行う責任を強化する措置を講じるべき。
- ・ これにより、D P F が適切な権利処理を行うインセンティブが発生し、権利管理ツールの導入・改善も含め、クリエイターへの適切な対価還元の実現が期待できる。



# 問題解決に向けて②～交渉力の著しい不均衡～

- ・当事者間での契約交渉に任せていては、公平な競争が期待できないことから、権利者側の交渉力を高める工夫が必要である。
- ・例えば以下の方法が考えられる。

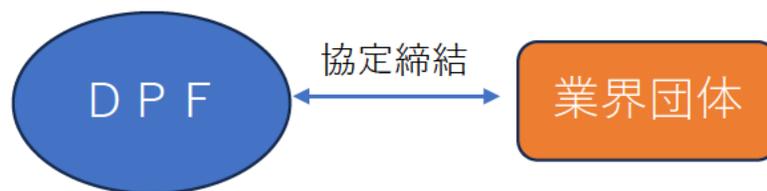
例①集中管理の促進



➡ 個々の権利者から委託を受けた集中管理団体が交渉を行う事で交渉力が高まる。

➡ 集中管理による権利処理円滑化も期待できる。

例②業界団体との協定等



➡ 業界団体と協議の上で締結する協定等をふまえ、契約条件が見直されることで、交渉力が高まる。

➡ 実際の権利処理は個々に行う必要がある。

## もう一つのバリューギャップ問題について①

- ・レコード（音源）に収録された実演に係る権利は、多くの場合、実演に係る権利はレコード会社に譲渡されており、メインの実演家のみが印税（基本は1～3%程度）の支払を受けるに留まる。
- ・ユーザーアップロード型DPFにおいても同様であり、DPFからレコード会社（実演に係る権利者）に使用料が支払われた後、レコード会社から契約に基づく印税がメインの実演家のみを支払われる。
- ・従って、クリエイターへの適切な対価還元の実現には、権利を譲渡等した場合にも、実演家が適切な報酬を受取れる環境の整備が必要である。

**➡ もう一つのバリューギャップ問題の解決も検討すべき**

## もう一つのバリューギャップ問題について②

- ・問題の解決に向けては以下の様な取り組みが考えられる。

### 取り組み①：当事者間での公平な競争環境を整える

- ➡ DSM著作権指令18条および19条のアプローチを参考に、当事者がより対等な立場で交渉できるようにする措置を講じる。



日本でも著作者契約法的  
アプローチは有効！

### 取り組み②：実演家に譲渡等できない報酬請求権を付与する

- ➡ スペイン等における事例を参考に、オンデマンド利用に対し、契約等で譲渡・放棄することができない報酬請求権を実演家に与えることで、実演家が適正な報酬を獲得できるようにする。

# もう一つのバリューギャップ問題について③

再生単価：1再生 = 0.06円、印税率：10%、メンバー数：4人とすると…

## ユーザーアップロード型DPF



レコードが使用された動画  
が100万回再生される

$100万 \times 0.06円 = \underline{60,000円}$

## レコード会社 (権利者)



実演家から権利譲渡をうけた  
レコード会社が報酬を受領した  
後、印税を支払う

$60,000円 \times 10\% = 6,000円$   
 $6,000円 \div 4人 = 1,500円$

## 実演家 (メインアーティスト)



メインの実演家は印税を受領する。  
レコーディングに参加したそれ以外  
の実演家に印税の支払いはない。

メイン：1人当たり 1500円  
それ以外：0円

※仮に印税率が3%なら、1人当たり 450円